

徳島県議会規程第三号

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

徳島県議会議長 岡 田 理 絵

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程

徳島県議会事務局規程（昭和三十九年徳島県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 組織（第二条―第六条）

第三章 決裁、代決及び専決（第七条―第十六条）

第四章 服務等（第十七条・第十八条）

附則

第一条の二を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 決裁、代決及び専決

第三章第一節の節名を削る。

第七条第一項中「上司」を「決裁権者」に改め、同条第二項中「の決裁を受けなければ」を「を経由しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第十二条五号中「第十三条の二各号及び第十三条の三各号」を「第十四条各号及び第十五条各号」に改める。

第三章第二節を削り、同章中第十四条を第十六条とする。

第十三条の三第一号中「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六―五」を「徳島県人事委員会規則六―五」に改め、同条第二号中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六―一七」を「徳島県人事委員会規則六―一七」に改め、同条第三号中「昭和四十九年徳島県人事委員会規則六―八七」を「徳島県人事委員会規則六―八七」に改め、同条第四号中「平成二年徳島県人事委員会規則六―一二三」を「徳島県人事委員会規則六―一二三」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の二を第十四条とする。

第四章中第二十九条を第十七条とし、第三十条を第十八条とする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に収受し、作成し、又は取得された公文書に係る取扱いについては、なお従前の例による。